

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第48号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月17日（水） 12時30分ごろ	
発生場所	明石海峡南東方沖 神戸市垂水区所在の平磯灯標から真方位146° 6,900m付近 (概位 北緯34° 34.2′ 東経135° 06.5′)	
事故等調査の経過	平成23年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、1.5トン HG3-35801（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート <sup>ゆうゆう</sup> 遊々丸、5トン未満（長さ6.36m） 250-17694兵庫、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B 負傷 3人（船長、同乗者2人）	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷舷縁部に亀裂及び船橋窓破損	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、明石海峡南東方沖を手動操舵により約9.5ノットの速力で北西に向け、船首浮上による前方の死角が存在する状態で航行中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、船首を北東に向けた状態で魚釣りに専念して漂流中、平成22年11月17日12時30分ごろA船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、航行中、船首が浮上して前方が確認しづらかったが、そのまま航行し、B船に気付かなかった。 船長Bは、右肘関節捻挫等を負い、同乗者2人が打撲傷等を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、明石海峡南東方沖を北西進中、船長Aが、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、明石海峡南東方沖において、魚釣りをしながら漂流中、船長Bが、釣りに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、明石海峡南東方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船首浮上による死角を生じる場合、船首を左右に振るなどの死角を補う見張りを行うこと。</li><li>・ 船長は、漂流中においても同乗者の協力を得て周囲の見張りを行うこと。</li></ul>